

専決処分第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

つくば市長 五十嵐立青

平成29年度つくば市一般会計補正予算（第8号）

平成29年度つくば市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成30年3月30日

つくば市長 五十嵐立青

# 第 1 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10. 教育費	1. 教育総務費	新設校校歌作成事業	450